	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア
	種　別　単位	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	ﾙﾋﾟｱ	ﾘｴﾙ
3	旅券法(昭和２６年法律第２６７号)第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,550	310,000	90,000
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	400	80,000	20,000
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	1,050	210,000	60,000
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	250	50,000	15,000

シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）	香港	ネパール	パキスタン
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	ﾊﾞｰﾂ	ｳｫﾝ	元	香港・ﾄﾞﾙ	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ
30	3,870	690	25,000	150	170	2,450	3,120
8	970	170	6,000	40	40	610	780
20	2,580	460	17,000	100	110	1,630	2,080
5	650	110	4,000	25	30	410	520

バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ
ﾀｶ	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	ﾄﾞﾝ	ﾘﾝｷﾞ	ﾁｬｯﾄ	ﾙﾌｨﾔ
1,820	22	1,150	30	510,000	90	33,300	330
450	5	300	8	130,000	20	8,300	80
1,210	15	750	20	340,000	60	22,200	220
300	4	200	5	90,000	15	5,600	60

モンゴル	ラオス	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	サモア	ソロモン	トンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	バヌアツ
ﾄｳｸﾞﾘｸ	ｷｯﾌﾟ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	ﾊﾞﾂ
57,000	185,000	31	57	185	50	33	2,525
14,000	46,000	8	14	46	13	8	630
38,000	123,000	21	38	123	33	22	1,685
10,000	31,000	5	10	31	8	5	420